

意見書

この意見書は、令和6年6月25日に全会一致で可決された後、関係行政庁へ送付しました。

※意見書とは、市だけの努力では解決できない本市の公益に関する問題について、市議会の意思をまとめて国や県に要望するものです。



刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律（刑事訴訟法第四編「再審」）上の規定は、僅か19か条しかなく、再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

記

- 1 再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 2 再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

決議

この決議は、令和6年6月25日に全会一致で可決されました。

※決議とは、議会が行う意思形成行為で、広く対外的に議会の意思を表明するために行われる議会の議決のことです。



世界各地における紛争の平和的解決を希求し、ガザ地区における即時停戦と人道的解決を早期に求める決議

私たち沼津市議会は、世界各地で引き起こされている紛争に対し、人道的視点からの平和的解決を希求しており、日本国を挙げて世界の恒久平和の実現に尽力することの必要性を強く感じている。

そうした中で、現在イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において尊い人命が深刻な危機的状況にさらされ、市街地に甚大な被害をもたらしている。

特に憂慮すべきは、ハマスによる人質解放が遅々として進まないことと、イスラエル軍がガザ地区最南部のラファへの侵攻を強行し続けていることである。ラファにはガザ地区の総人口約220万人の7割に当たる150万人もの住民が避難しているといわれている。これは今後の甚大な被害を予想できる数字である。

これまでこの地域における紛争に関しては、国連での度重なる決議をはじめ、国際社会がその解決に向けて努力しているところであるが、未だ解決に至っていない。何よりも市民の犠牲はこれ以上あってはならず、早期にこの惨状に終止符を打つ必要がある。

よって、沼津市議会は、イスラエル人とパレスチナ人の両者が安全に暮らせる永続的な平和を願い、すべての当事者及び国際社会に対して、国際人道法を含む国際法を遵守し、ガザ地区における一刻も早い事態の平和的解決に向けた双方の即時停戦及び残されたすべての人質の即時・無条件の解放、避難者支援物資の供給等の人道的解決を強く求める。